平成２５年（フ）第３６７号
金沢市入江２丁目104番地　吉田コーポ306号室
債務者　坂井　智子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
長野県飯山市大字常盤9281番地１
債務者　福澤美智子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
長野市若穂保科2699番地７
債務者　岡村きく枝（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
長野県松本市開智３丁目２番14号　プチハイム開智103号
債務者　松田　義男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９４号
三重県津市河芸町三行1358番地、前住所三重県津市栗真町屋町614番地１　マリオ栗真Ａ―105
債務者　喜多　正幸
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９７号
三重県津市安濃町川西607番地６、前住所三重県鈴鹿市十宮２丁目19番17号　宮ノ前ハイツ201
債務者　川出やゑ子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３号
滋賀県長浜市南小足町478番地１　南小足宿舎２棟406号室
債務者　高橋香奈江
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
神戸市西区伊川谷町潤和1463番地の１　ハイツ深喜Ａ―106号、前住所神戸市灘区土山町７番32―304号
債務者　長谷川義孝
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
神戸市西区伊川谷町潤和1463番地の１　ハイツ深喜Ａ―106号、前住所神戸市灘区土山町７番32―304号
債務者　長谷川悦子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
兵庫県明石市松江339番地
債務者　藤井多恵子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1403番地　ル・フェニシア203号、前住所兵庫県加古川市平岡町新在家2102番地の３
債務者　圓行　敏清
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　751―202号
債務者　川上　　浩
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
兵庫県明石市大久保町大久保町306番地ライオンズマンション明石大久保11階1102号室、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿東海町77番地
債務者　竹中　利明
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
兵庫県明石市二見町東二見475番地の１　４棟301号
債務者　安藤　正一
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
兵庫県明石市貴崎５丁目３番31号　アーバンハイツ202号
債務者　杉浦　博之
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
神戸市西区伊川谷町有瀬1181番地の２　フォレスト大蔵305号、前住所大阪府和泉市寺門町１丁目15番３号
債務者　森本　和弘（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係